

## 議案第 5 号

東郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

東郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

東郷町長 石 橋 直 季

### 説 明

この案を提出するのは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い必要があるからである。

## 東郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

東郷町職員の育児休業等に関する条例（平成４年東郷町条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２０条第３項中「第６１条第３２項において読み替えて準用する同条第２９項」を「第６１条の２第２０項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

## 議案の概要

### 1 改正理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号）の一部改正に伴い必要があるからである。

### 2 改正内容

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の引用条項を整備すること。（第 2 0 条第 3 項関係）

### 3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行すること。